



記者手帳

条件になりそうだ。
優良業者として認

改正案では排出事業者が委託した廃棄物の処理状況を確認する「実地確認」を努力義務としたが、排出事業者に対して情報公開する仕組みで代用することになる。厄介な手間は増えると後ろ向きも、これに優良業者が排出事業者の負担を軽減するとしてアピールしてもいい。しかも、これに優良業者

進むか？ 産廃業のIT化

今回の処理法改正で優良性評価制度が見直され、「事業計画や施設に関する情報をインターネットで公表」などが必須

定されたい処理業者は各社ホームページを充実させるなどIT化の取り組みが重要になると思われる。

排出事業者が自分の出した廃棄物を確認するのは事実上不可能といえる。中環審専門委員会の報告書によると、処理業者

きにとらえるのでなく、逆転の発想でITを活用して処理を「見える化」し、安全安心を提供するという新たなサービスが、いかかだろうか。(文)